

平成20年3月27日

各位

本社所在地	東京都千代田区神田佐久間町1丁目9番地
会社名	株式会社 テラネット
代表者	代表取締役社長 岡田 圭治
コード番号	2140 札幌証券取引所 アンビシヤス
問合せ先	管理部長 岡久 勉
電話番号	011-706-1244
URL	http://www.terranetz.com

札幌証券取引所への「改善報告書」の提出について

当社は、平成19年12月期決算情報につき重要な訂正を行った件について、平成20年3月13日付で、証券会員制法人札幌証券取引所から「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでご報告申し上げます。

別添：改善報告書

以上

改善報告書

平成 20 年 3 月 27 日

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎 殿

株式会社テラネット
代表取締役社長 岡田圭治

平成 20 年 3 月 13 日付で、「平成 19 年 12 月期決算短信」の訂正を公表いたしました件に関し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 14 条第 1 項の規定に基づき、経緯および改善措置を記載した改善報告書を提出いたします。

1. 決算短信の訂正に至るまでの経緯等

当社は平成 20 年 2 月 14 日開催の取締役会で平成 19 年 12 月期の決算に関しての計算書類等の承認を決議し、平成 20 年 2 月 14 日午後 3 時 35 分に適時開示情報伝達システム（TDnet）により「平成 19 年 12 月期決算短信」を公表いたしました。

当社は平成 19 年 12 月期より法人取引の売上高が増加したことに伴い、売上基準を厳格化するため、平成 19 年 6 月に経理規程に係る売上会計要領を改定し、従来納品基準から検収基準に変更いたしました。これは、納品月に関わらず、納入先での検収に合格し、検収書を入手した時点をもって売上計上とするものであります。

当該決算短信発表までの監査につきましては、当該取引に係る契約書および検収書をもとに実施され、平成 19 年 12 月期の売上としておりましたが、決算発表後、監査法人の要請に基づき、より仔細に亘る資料の提出を行った結果、期末の大型案件について売上の計上時期に関する指摘を受けました。

本件につきましては平成 19 年 12 月 28 日に納品物の発送を行いましたが、発送手続きに不備があり、納品物が本来平成 19 年 12 月 30 日に到着するところが翌年 1 月になってしまいました。当社においては販売先の了解のもと、当初予定された到着日付で検収書を入手し、その検収書に基づき平成 19 年 12 月期の売上計上としておりましたが、監査法人よりあくまで販売先に納品物が到着し、実際に検収が行われた期において売上を計上すべきとの指摘を受け、社内で再検討を行った結果、平成 20 年 3 月 13 日の取締役会で平成 19 年 12 月期の決算の訂正の決議を行い、同日午後 3 時 30 分に TDnet により「平成 19 年 12 月期決算短信」の修正を公表いたしました。

2. 訂正の内容

本件訂正の対象となった会計期間は、平成 19 年 12 月期であります。

本件訂正の結果、個別業績につきまして、売上高は 100 百万円減少し、561 百万円となりました。営業利益は 99 百万円減少し 61 百万円、経常利益は 99 百万円減少し 54 百万円、当期純利益は 79 百万円減少し 56 百万円となりました。

3. 今回の訂正が投資家および証券市場に与えた影響についての認識

当社は監査法人との協議を踏まえ、可能な限り速やかに平成 19 年 12 月期決算短信の訂正を行いました。訂正までに決算短信公表後約 1 ヶ月を要することとなりました。

また、公表済みの決算短信について本件訂正を行ったことにより、株主、投資家およびその他の関係者の皆様にご迷惑をお掛けし、また、株式市場の信頼を損ねましたことについて、深く反省しております。

4. 原因および問題点

(1) 契約書および検収書のみに基づく売上計上

今回の売上計上処理の背景に、契約日付および検収日付のみに基づく経理処理を行っていたことがございます。

(2) チェック機能と相互牽制機能の不足

社内において、営業部門および管理部門内でのチェック機能は上記書類に依拠するケースが多かったこと並びに内部監査部門等との相互牽制機能が不足しておりました。

当社といたしましては、本件訂正に至った経緯を真摯に受け止め、今後、下記 5. 改善措置に記載のとおり、改善を進めてまいります。

5. 改善措置

上記 4. 記載の原因および問題点に対し、今後、次の改善措置を実施してまいります。

(1) 売上計上基準の厳格化

当社は上記 1. 記載のとおり売上計上基準を厳格化するため、平成 19 年 6 月に経理規程に係る売上会計要領を改定し、従来の納品基準から検収基準に変更いたしました。納品物の発送に係る証憑は確認している一方、販売先への到着は検収書の收受をもって確認しておりました。今後の改善点として、検収書收受の前段階として販売先の商品受け取りに係る証憑の確認の手順を追加いたします。

また、これらを社内において実践するため営業活動や経理処理に係る業務マニュアル等の整備を行うことで営業部門と管理部門のチェック機能を一層充実させることに努め、かつ社内会議等でこれらのルールを周知徹底いたします。

さらに、財務報告への適正性を確保するため、監査法人および内部監査部門との連携強化に努めてまいります。

(2) 内部監査の強化

一取引先への売上が1千万円以上の案件に関しては、内部監査でその売上の内容につき案件ごとに調査を行い、中間期もしくは期末にその売上の適正性を再度検証したうえで財務報告の作成を行います。

(3) 商品発送に係る手続きの強化

商品発送手続きを正確に行うため、複数での確認業務を制度化いたします。

当社といたしましては、上記の改善措置を実施することにより、今後、適正な決算処理および適時開示を行うよう万全を期し、皆様からの信頼回復に全力を尽くしてまいります。

以 上